

キッチンカー等導入支援事業費補助金

問 商工観光課 ☎ 62-1242

宿毛市ではキッチンカー等による飲食の移動販売等の取り組みを支援します。キッチンカー営業をご検討中の方は、ぜひご活用ください。

- 対象者**
- 宿毛市内に店舗・事業所を有する事業主。
 - 宿毛市に住所を有し、本事業を契機としてキッチンカー等による飲食店事業を起業して、調理加工ができる設備を備えた自動車による飲食の移動販売を行う方。

※補助金の申請は1回を限度とします。

条件 保健所にキッチンカー等による飲食販売に必要な申請、届出を行っていること。

対象経費 車両改修費、機械設備費、広告宣伝費、委託費などキッチンカー等導入に必要な経費

※車両購入費は対象外

※例 既存車両の改修費（ガス・電気などの各種工事費、車両塗装費など）、冷蔵庫・シンク・コンロなどの設備費用、販促チラシのぼり等の製作費、車両改修に係る設計費用、キッチンカー開業支援に係る講習受講費など

補助率 対象経費の4分の3以内（上限75万円以内）

対象期間 交付決定日～令和6年2月29日（木）

申請期限 12月28日（木）

※予算に達し次第、受付終了となります。



消火器具設置義務

問 宿毛消防署 ☎ 63-3111（代表）
☎ 63-3300（火災・災害用）

平成28年12月22日に発生した糸魚川市大規模火災を受けて、消防法施行令が改正され令和元年10月1日から原則として延べ面積にかかわらず、火を使用する設備または器具を設けたすべての飲食店等に消火器具の設置が義務付けられています。ただし、火を使用する設備または器具のうち、「防火上有効な措置として総務省令（平成30年政令第69号）で定める措置」が講じられたものについては消火器具の設置対象から除かれます。

防火上有効な措置として総務省令で定める措置

- | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| ①
調理油過熱防止装置（鍋等の温度の過度な上昇を感知して自動的にガスの供給を停止し、火を消す装置） | ②
自動消火装置（防護対象物の火災を自動的に感知し、消火薬剤を放出して火を消す装置） |
| ③
その他の危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置
例：圧力感知安全装置等（カセットボンベ内の圧力上昇を感知し、自動的にカセットコンロ本体へのガス供給を停止することにより火を消す装置） | |

●設置後の点検・報告について

設置した消火器具は、消防法令に基づく点検・報告が必要です。飲食店等の場合、6カ月ごとに点検し、所定の様式で管轄の消防署へ1年に1回の報告が必要です。総務省消防庁の『消防用設備点検アプリ』が活用できます。

点検報告に必要な書類は幡多西部消防組合HPよりダウンロードできます。
ご不明な点がある場合は、宿毛消防署予防係までお問い合わせください。

消防用設備点検アプリ



iPhone

Android



幡多西部
消防組合 HP